

平成 3 1 年度常滑市教育委員会臨時会

平成 3 1 年 4 月 1 日 (月)
午前 1 1 時 4 0 分
(受入式終了後)
市役所 4 階第 3 会議室

1 開会 午前 1 1 時 4 0 分

2 会議録署名者の承認

「承認」

3 出席委員

渡辺慶太郎委員、久田孝寛委員、梶田幸司委員、加藤宣和教育長

4 欠席委員

藤田幸恵委員

5 議題 付議事件

議案第 1 号 平成 3 1 年度常滑市育英奨学金貸与者について

教育長：議案第 1 号は個人情報に係わることであるため、常滑市教育委員会会議規則第 3 条第 1 項の該当により、会議は非公開で執り行いますが、異議はございますでしょうか。

委員全員：異議なし

学校教育課長：資料に基づき説明。

教育長：何かご意見、ご質問ございますか。

委員 1：採用出願者 2 名とも、出身中学が市内ではないですが、そのあたりの事情はどうでしょうか。

学校教育課長：出身中学は市内ではありませんが、貸与基準は市内在住で、現在は市内在住ですので、基準に該当すると考えております。

教育長：出身中学が市内でない事情がわかる人はいますか。

事務局：詳しい経緯はわかりませんが、家庭の事情です。

教育部長：住所が申込期間内に常滑市にあればよく、申込期間の 3 月 1 日から 3 月 22 日が基準日になっています。

教育長：他にご質問はございませんか。それでは認めてよろしいでしょうか。

教育部長：別紙 2 を見ていただきますと、貸与基準 1 号～ 3 号があり、人物、健康はいいとして、学力は通知表の平均値を見ると疑問が残ると思います。貸与を受ける資格として、心身共に優秀であり、経済的に困難である、この 2 点が条件になります。さらに、貸与基準第 2 条の 3 にすぐれた知的素質を有しとあり、通知表の平均

<会議録>

値からすると悩ましいところですが、この点も含めて学校から推薦があり、採用出願者の向上心を助長させる目的に貸与するということでおろしいでしょうか。

委員1：貸与基準をそのまま受け取ると基準を満たしていないとの考えも出るので、貸与基準の見直しを考えなければならないのではないでしようか。

教育部長：学力について、成績だけではないと考えると学力をなくすことも考えられると思います。具体的な数値があれば、機械的に判断できますが、ないので総合的に判断しています。教育委員会としては、子供たちの向学心を助長させて学んでほしいとの思いのなかで、貸与基準の見直しをさせていただくこととします。

教育長：今後、見直すことによろしいでしょうか。

委員1：貸与基準に優秀な学習成績を収める見込みがあることとありますが、むしろ、進学して卒業できるのかどうかが問題なのではないでしようか。

教育長：中学校の時はいろんな子供たちがいて、自分の能力が発揮できないこともあります、高校になり頑張り活躍できる人もいます。その可能性にかけさせていただいて応援したいと思います。

委員2：奨学金を貸与するのに適格であるか、追跡調査をしてはどうでしょうか。

教育長：貸与基準の見直しのなかで条件付きとできるかどうか、検討していきたいと思います。

「可決」

6 閉会 午後12時00分